

茨城県防災・危機管理部消防安全課

高圧ガス保安法関係申請・検査の手引

(特定製造事業所用)

平成30年5月

目 次

はじめに

I	高圧ガス製造許可申請	
第1	総説	1
第2	申請手続き	3
第3	提出書類の記載方法	4
	様式	9
II	高圧ガス製造施設等変更許可申請	
第1	総説	6 4
第2	申請手続き	6 7
第3	提出書類の記載方法	6 8
第4	使用中の製造設備に係る変更等	7 2
	様式	7 4
III	完成検査	
第1	総説	7 8
第2	知事の完成検査を受ける場合	7 9
第3	高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の完成検査を受ける場合	8 5
第4	認定完成検査実施者が完成検査を行う場合	8 6
第5	完成検査を要しない変更の工事	8 7
	様式	8 8
IV	保安検査	
第1	総説	12 8
第2	知事の保安検査を受ける場合	12 9
第3	高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関の保安検査を受ける場合	13 3
第4	認定保安検査実施者が保安検査を行う場合	13 4
第5	保安検査を受ける必要のない製造施設及び保安検査の期間	13 5
	様式	13 7
V	特定製造者に係る届出	
第1	高圧ガス製造施設軽微変更届	19 7
第2	高圧ガス製造事業承継届	20 0
第3	高圧ガス製造開始届・廃止届	20 1
第4	危害予防規程届	20 2
第5	保安統括者等選解任届	20 3
第6	代表者等変更届	20 9
第7	保安監督者届	21 0
第8	休止届	21 2
	様式	21 3

VI	特定高圧ガスの消費に係る届出	
第1	特定高圧ガス消費届	225
第2	特定高圧ガス消費施設等変更届	227
第3	特定高圧ガス取扱主任者届	228
第4	特定高圧ガス消費者承継届	229
第5	特定高圧ガス消費廃止届	230
	様式	231
VII	その他申請書等に添付する資料の様式等	
第1	保安距離計算書	248
第2	耐震設計計算条件・結果書	254
第3	安全弁（破裂板）の所要吹出量計算書	262
第4	温度上昇防止措置，防消火設備総括表	264
VIII	参考資料	
第1	貯蔵能力，処理能力の計算	266
第2	ガス設備又は消費設備に使用してはならない材料	270
第3	主なガスの物性表	277
第4	電気設備の防爆性能	279
第5	耐震上軽微な変更の工事	282
第6	既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策	283
第7	液化ガスの定義の明確化	284
第8	高圧ガス保安法手数料早見表	286
IX	事故時の措置	
第1	事故時の連絡体制	287
第2	事故届	288

はじめに

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、消費などを行う者は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガス保安法及び関係法令に定められた事項を遵守することにより、公共の安全を確保することが求められています。

この手引きは、高圧ガス設備を設置し高圧ガスの製造等を行う者のうち、コンビナート等保安規則の適用を受ける事業者（特定製造者）が、同法に基づき、茨城県知事に対して行わなければならない事項に係る手続きについてまとめたものです。この手引き中の技術上の基準、通達等については、高圧ガスの保安を確保するためには重要な事項ですので、技術上の基準を遵守し、保安に係る組織の整備等を図ることにより、高圧ガスの災害を未然に防止し、公共の安全の確保に努めていただくようお願いいたします。

また、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則等の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売等を行う場合、あるいは冷凍保安規則の適用を受ける冷凍設備を設置する場合等については、県が別途定める「高圧ガス保安法関係申請の手引き」、「冷凍関係申請の手引き」を参考に、所定の手続きを行っていただくようお願いいたします。

なお、本手引きに定めのない事項については、最新の法令等を確認の上、不明な場合は県に照会してください。

1 本手引きの対象となる事業者について

本手引きの対象となるのは、高圧ガスの製造をする第一種製造者のうち、下記(3)の特定製造事業所において高圧ガスの製造を行う事業者（特定製造者）です。

(1) 第一種製造者

事業所における高圧ガスの処理能力が次のいずれかに該当する者

- ア 第一種ガス※に係る高圧ガスの製造をしようとする場合 300Nm³/日以上
- イ 第一種ガス以外のガスに係る高圧ガスの製造をしようとする場合 100Nm³/日以上
- ウ 第一種ガス及びそれ以外のガスに係る高圧ガスの製造をしようとする場合
T Nm³/日以上

$$T = 100 + 2/3 \cdot S \quad (\text{一般則第101条})$$

S：第一種ガスに係る処理能力

※第一種ガス（令第3条第1号）

ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、
二酸化炭素、一般則第101条で定められる難燃性の基準に適合するフルオロカーボン又は空気

(例) 一の製造施設において、窒素（120Nm³/日）及び水素（70Nm³/日）について高圧ガスの製造を行う事業所の処理能力は、 $120 + 70 = 190$ Nm³/日であり、算定される値 $T = 100 + 2/3 \cdot 120 = 180$ Nm³/日より大きいことから、事業者は第一種製造者となります。

事業所における高圧ガスの処理能力は、各々の高圧ガス設備に係る各々の処理設備の処理能力を合算（移動式製造設備及び冷凍事業所を除く。）するものとします。ただし、事業所内の一つの製造施設について、その製造設備の処理能力が100Nm³/日（不

活性ガス又は空気にあつては、 $300\text{Nm}^3/\text{日}$ 未満である製造施設であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないものにあつては、処理能力を合算しなくてもよいものとします。

なお、製造施設の処理能力を合算しない場合、当該施設は法第5条第2項（第二種製造者）の適用を受けることとなります。

(2) 製造事業所（コンビ則第2条第1項第20号）

処理能力が $100\text{Nm}^3/\text{日}$ （不活性ガス又は空気にあつては、 $300\text{Nm}^3/\text{日}$ ）以上の処理設備を有する製造設備を使用して高压ガスの製造をする者の当該製造をする事業所

(3) 特定製造事業所（コンビ則第2条第22号）

次のいずれかに該当する製造事業所

ア 茨城県の鹿嶋市光，神栖市東和田，東深芝，深芝及び砂山の区域内にある製造事業所。ただし、次の製造事業所を除きます。

(ア) 専ら燃料の用に供する目的で高压ガスの製造をし、又は専ら高压ガスを容器に充填するものであつて貯蔵能力が $2,000\text{m}^3$ 又は 20t 以上の可燃性ガスの貯槽を設置していないもの

(イ) 専ら不活性ガス及び空気の製造をするもの

イ 保安用不活性ガス以外のガスの処理能力が 100万Nm^3 以上の製造事業所

ウ 不活性ガス及び空気により高压ガスの製造を行う場合、その処理能力に $1/4$ を乗じた値が 100万Nm^3 以上となる製造事業所

エ 貯槽を設置し専ら高压ガスの充填を行う場合、その処理能力が 200万Nm^3 以上となる製造事業所

オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域のうち、工業専用地域及び工業地域以外にある製造事業所で、保安用不活性ガス以外のガスの処理能力が 50万Nm^3 以上のもの

カ 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域のうち、工業専用地域及び工業地域以外にある製造事業所で、不活性ガス及び空気により高压ガスの製造を行う場合、その処理能力に $1/4$ を乗じた値が 50万Nm^3 以上となるもの

キ 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域のうち、工業専用地域及び工業地域以外にある製造事業所で、貯槽を設置して専ら高压ガスの充填を行う場合、その処理能力が 100万Nm^3 以上となるもの

2 略称について

本手引きで使用する法令名の略称とその正式名称については次のとおりです。

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1) 法 | 高压ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号） |
| (2) 令 | 高压ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号） |
| (3) 一般則 | 一般高压ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号） |
| (4) 液石則 | 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号） |
| (5) コンビ則 | コンビナート等保安規則（昭和61年12月13日通商産業省令第88号） |
| (6) 特定則 | 特定設備検査規則（昭和51年2月17日通商産業省令第4号） |
| (7) 冷凍則 | 冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号） |
| (8) 容器則 | 容器保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第50号） |

- (9) 政令関係告示 高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年3月24日通商産業省告示第139号）
- (10) 製造細目告示 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号）
- (11) 耐震告示 高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年10月26日通商産業省告示第105号）
- (12) 保安検査告示 保安検査の方法を定める告示（平成17年3月30日経済産業省告示第84号）
- (13) 石災法 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）
- (14) 液石法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）

3 用語の定義

本手引きで使用する用語は、法令等に定められるもののほか、以下のとおりとします。

- (1) 例示基準
 - 「コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について」（平成30年3月30日付け20180323保局第15号）。ただし、コンビ則以外の省令に係る場合は当該省令に対応するもの
- (2) KHK 高圧ガス保安協会
- (3) KHK S 高圧ガス保安協会規格
- (4) 大臣認定品（経済産業大臣が認める者が製造したもの）
 - ガス設備のうち、「一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について」（平成30年3月30日付け20180323保局第12号）に基づき、認定試験者の行った試験等に関する「認定試験者試験等成績書」が添付されたもの
- (5) 保安協会検査品（KHK検査品）
 - ガス設備のうち、「一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について」（平成30年3月30日付け20180323保局第12号）に規定される、KHKが行った試験に合格したもの（「高圧ガス設備試験成績証明書」が交付されたもの）
- (6) 委託検査品
 - ガス設備のうち、KHKが法第59条の28第1項第7号又は同条第3項に基づいて行う委託検査を受検したもの（このうち、コンビ則及び例示基準で定める検査方法に従う、耐圧性能、気密性能及び強度についての検査に合格したものについては、「経済産業大臣が認める者が製造したもの」に該当）
- (7) 大臣認定品等
 - 大臣認定品及び保安協会検査品
- (8) 完成検査品
 - ガス設備のうち、特定設備、大臣認定品等以外のもの